

掛川市告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成28年10月6日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月6日

掛川市長 松井三郎

NO	路線名	起 点	終 点	新旧別	幅 員	延 長
1	成滝橋通り線	成滝字成滝丁90	金城124	新	4.00m～14.85m	314.00m
				旧	2.80m～14.85m	315.55m
2	十九首清崎線	小鷹町126	清崎72	新	4.00m～9.00m	369.50m
				旧	3.80m～9.00m	551.72m